

審議事項（ごみ搬入手数料の水準等）

1 ごみ搬入手数料の水準について

本市では、ごみの処理に係る経費はごみ搬入手数料で負担いただくという考え方のもと、これまで手数料算定基礎額に近づける形で、ごみ搬入手数料の改定を行ってきており、国もまた、近年、「原価相当の料金を徴収することが望ましい」という方針を示している。

ごみ搬入手数料の水準の検討に当たっては、上記に加え、ごみ処理に係る経費の今後の見通しや民間リサイクル料金等も踏まえる必要がある。

これらの要素を踏まえ、持込ごみ及び業者収集ごみの搬入手数料の水準は、どうあるべきか。

また、これまでの手数料改定では、あるべき水準と当時のごみ搬入手数料の水準の乖離が大きかったことから、周知・据置期間の設定や激変緩和措置として段階改定を実施しているが、今回の改定に当たっては、どのような配慮策を講じるべきか。

<上記に関連するこれまでの主な意見>

【手数料の算定基礎額について】

- ・ 令和元年度に4工場体制となったことで算定基礎額（従来基準）が上がっており、施設の稼働率を高めるなどし、単価（算定基礎額）を下げる努力をすべき。
- ・ コロナ禍で大打撃を受けている事業者がいる状況下において、ごみの減量が単価（算定基礎額）を上げる方向に働き、その分の負担を事業者に求めるのはいかがなものか。
- ・ ごみ量が減るほど単価（算定基礎額）が高くなることは衝撃的であり、排出者がごみの減量や分別に協力したくなるような仕組みになってほしい。
- ・ ごみ量が減るほど単価（手数料）が高くなることは、事業者の皆様の理解を得にくいため、手数料の算定においては、ごみ処理に係る経費を実際のごみ量ではなく、施設の処理能力で割るなどしてはどうか。

【手数料の改定について】

- ・ 業者収集ごみの手数料をいずれ改定せざるを得ないということは理解するものの、新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響を受ける最中であるため、非常に時期が悪く、基本的に手数料改定に反対である。また、今後の社会情勢を見通すことは難しく、改定の時期やゴールを決めることは難しい。
- ・ 業者収集ごみについて、契約の切り替えに必要な期間を考慮し、複数年かけて周知啓発を行ったうえで、数年後、例えば観光客が再び戻ってきた頃に、京都市が赤字にならない料金に改定するといったことも考えられる。